

改正派遣法（同一労働、同一賃金）にかかわる
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定締結スケジュールについて

株式会社レップワン
代表取締役 福田 兼児

掲題について、以下ステップで進めます。

【労使という言葉の定義】

労：労働者：当社と労働契約を結ぶ、労働者一人ひとり、全員

労働者代表：2020年3月1日現在、山本氏（大阪）

使：使用者：株式会社レップワン

使用者代表：代表取締役 福田兼児

【締結の段階】

ステップ	タスク	期日
1	資料の公開および意見交換期間 ※必要に応じて、全体ミーティングや個別説明を行います。	2020/3/1 ～3/16
2	最終確認および締結日 ※この日に疑義や意見書が出ない場合、 「対象者すべて」が労使協定に合意した、とみなします。 ※協定締結への合意ができない労働者は、 「労使協定外の労働者」として、 「個別にチェックをして規定違反がない労働者」とします。	2020/3/17
3	従業員代表者との締結	2020/3/18

労使協定に関する意見書

2020年3月1日付の労使協定案について、下記のとおり意見を提出します。

・資料名

・項番

・意見

・根拠

従業員氏名

.....